

施設等利用給付認定（2号・3号）を申請される前にお読みください。

幼稚園・認定こども園の預かり保育の利用料が最大月額11,300円（日額450円）までの範囲で、認可外施設等の利用料が最大37,000円までの範囲で無償化されるためには、施設等利用給付認定（2号認定・3号認定）を受けていることが必要です。

※利用料の無償化対象施設は、市町村による確認を受けた施設に限られます。

※通われている幼稚園・認定こども園が、平日8時間以上かつ年間200日以上の預かり保育事業を実施していない場合のみ、認可外保育施設等についても、最大月額11,300円までの範囲で無償化となります。

- 1 申請の要件
- (1) 保護者及び児童が和歌山市民であること。
(申請時点で市民でない方は、利用開始日までに住民異動ができること。)
 - (2) 保育を必要とする事由に該当すること。
 - (3) 令和6年4月1日時点で3歳となっていない場合は、(1)(2)に加え、市民税非課税世帯であること。

2 施設等利用給付認定（2号・3号）の事由

この認定は、保護者のいずれもが、次の保育を必要とする事由のどれかに該当しているため、保育できない場合に限られます。「下の子の世話をするため」等は認定の理由とはなりません。

- (1) 1か月に48時間以上就労している。
- (2) 妊娠中または出産後間がない。
- (3) 保護者が疾病、負傷、または障害を有している。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護をしている。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
- (6) 求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っている。
- (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。通信教育は除く。）している。
- (8) 虐待やDVのおそれがある。
- (9) 育児休業取得前からすでに預かり保育等を利用しており、継続利用が必要である。
(育児休業対象児童が令和5年4月2日以降生まれ。)

3 保育を必要とする事由・認定有効期間

保育を必要とする事由	認定有効期間
1 就労	小学校就学まで (保育の必要性がなくなったときはその時点まで)
2 妊娠・出産	出産月と前後2か月の最長5か月（期間終了後は認定終了となります。）
3 保護者の疾病、障害	治療に必要な期間
4 同居親族の介護・看護	介護・看護に必要な期間
5 災害復旧	必要な期間
6 求職活動	3か月（期間内に就労しない場合は認定終了となります。）
7 就学	卒業（修了）まで
8 虐待やDVのおそれがあること	必要な期間
9 育児休業取得中の継続利用	育児休業対象児童が1歳になるまで（最長1歳になる年度の末日まで）

4 認定の有効期間

- ・原則、2号認定は小学校就学まで、3号認定は満3歳に達する日以後最初の3月31日までが認定の有効期間です。
 - ・保育の必要性がなくなった場合は、その時点までとなります。
- ※3号認定の児童が満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過したときは、2号認定に変更した認定証を交付します。申請等の手続は必要ありません。

5 申請に必要な書類（必要書類をすべて添付のうえ、申請してください。）

- (1) 施設等利用給付認定申請書 子ども1人に1枚
 - (2) 保育の利用を必要とする証明書 申請児童数のコピーが必要
- ※証明書類は父母それぞれに必要です。父母ともに就労の理由であれば、それぞれの就労証明（申告）書が必要です。

保育を必要とする理由	証 明 書 類	
1 就労	会社等に勤務している方	就労証明書
	自営・自営協力、在宅勤務、内職、農業等の方	就労申告書
2 妊娠・出産	母子手帳（表紙及び分娩（出産）予定日の記載されたページ）の写し	
3 保護者の疾病、障害	身体障害者手帳等ある方	・疾病・障害申告書 ・手帳（写し）
	身体障害者手帳等ない方	・疾病・障害申告書 ・診断書 （医師が保育を必要とする状況・治療見込期間を記載したもの）
4 同居親族の介護・看護	身体障害者手帳等ある方	・介護・看護状況申告書・手帳（写し） ・（介護サービス利用者）週間サービス計画表
	身体障害者手帳等ない方	・介護・看護状況申告書 ・診断書 （医師が保育を必要とする状況・治療見込期間を記載したもの） ・（介護サービス利用者）週間サービス計画表
5 災害復旧	り災証明書	
6 求職活動	申請時の提出書類はありません。 利用開始後3か月以内に就労を決定し、必ず就労証明書を提出してください。	
7 就学	学生証（在学証明書）及び時間割	
8 虐待やDVのおそれがあること	配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書	
9 育児休業取得中の継続利用	1に同じ（育児休業期間が記入されたもの）	

(3) その他の書類 ※3号認定申請時に必要となります。

令和5年1月2日以降に和歌山市へ転入した方	前住所地の令和5年度市町村民税非課税書類（写し）
令和6年1月2日以降に和歌山市へ転入する方	前住所地の令和5年度市町村民税非課税書類（写し） 令和6年6月以降 上記に加え、前住所の令和6年度市町村民税非課税書類（写し）
生活保護受給世帯	生活保護受給証明書

- (注意) ・上記以外にも必要な書類の提出をお願いすることがあります。
・不正又は虚偽が判明した場合は、認定ができない場合があります。